

平成二十五年六月五日（水曜日）（未定稿）

午後一時一分開会

会長（小坂憲次君） ただいまから憲法審査会を開会いたします。

まず、幹事の辞任についてお諮りいたします。

樽井良和君から、文書をもって、都合により幹事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

会長（小坂憲次君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、幹事の補欠選任を行いたいと存じます。

幹事の選任につきましては、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

会長（小坂憲次君） 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に藤本祐司君を指名いたします。

会長（小坂憲次君） 日本国憲法及び日本国憲

法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題とし、「新しい人権」のうち、環境権、プライバシー権などについて参考人の方々から御意見を聴取いたします。

本日は、慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君及び慶應義塾大学法学部教授小山剛君に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ本審査会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。審査会を代表いたしました厚く御礼申し上げます。

これまでの経験を踏まえた忌憚のない御意見を賜り、今後の調査に生かしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、小林参考人、小山参考人の順に一人十五分程度で順次御意見をお述べいただいた後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。それでは、まず小林参考人をお願いいたします。小林参考人。

参考人（小林節君） 小林節でございます。レジュメの流れに従ってお話し申し上げます。

新しい人権、一応ターゲットをはつきりさせるための定義でございますが、憲法典の中に直接根拠はないが基本的人権と観念し得る利益、つまり、我が国は判例法国ではありませんので、成文憲法に全く引っかけがないものはそもそも議論になりませんので、その冒頭部分でございます。

基本的人権と観念し得る利益というのは、要するに私たち人間の人格的生存に不可欠な法益ということであり、御存じのとおり、

今日は環境権とプライバシーと行政情報に対する知る権利を取り上げさせていただきました。

環境権につきましては、誰でもどこかに住んでいるわけですが、住民として良好なる環境を享受する権利と一応言われておりますが、日本国憲法ができた当時、その直後に私は生まれたわけですが、日本に限らず、工業力がこまごまで発展するといふ現実味がなかったものから、日本というのは全て水に流すと自然が消化してくれる程度の廃棄物しかない国でありましたので、その後、大変な高度経済成長の後で水だとか土だとか空気だとか環境が汚染されて様々な病気に気付いて、環境が汚染されると環境の一部である人類もひどい目に遭うということ認識されてきて、各国、タイミングの違いはあるけれども、それが憲法典に入ったり判例で認められたりしてきたわけですが。

ただ、この権利の難点は、権利である以上、最後は裁判で闘うわけですが、主張する側が何を主張しているかきっちり示せないんですね。例えば、空気を汚したといっても空気は動いていますし、その空気の中を言わば敵も味方も住んでいますし、水は流れておりますしというふうなわけで、権利、義務で切り結ぶには本質的に難しい点がある。だからこそ議論も途中で行き詰まっている状態。ですから、自民党の案であったか、

国としての環境を維持する責務というような書き方、これがやはり権利論で行くよりはなじみやすいのかなというのが現時点での印象であります。

それから、プライバシーの権利も、人権先進国のアメリカでも一九三〇年ごろに議論が始まったと記憶していますけれども、割と新しい。つまり、一つは個人主義という意識の成長もある。それからもう一つは、やはり最近のフォーカス、フライデー現象みたいに、テクノロジーの進歩で、人の、私に関する情報で、私であつたら他者に知られたくない情報を秘匿しておくという利益が害されるが多くなった。

つまり、テクノロジーを使って人のプライバシーを盗み、それをテクノロジーを使って大量に拡散することによって、また大衆が面白い、もっと見たいという形でどんどんどんどんプライバシー侵害が起きてくる。だけれども、確かに、私であれば人に知られたくないと思っている、それぞれ誰にだつてあるはずですけども、そういうものが公にされた場合、その人の人格的生存が害されるわけですから、それも保護されなきゃならないという意識が固まってきて、これはもう権利として認識されつつある。となると、条文的にはもう何も無いときは十三条の幸福追求の権利という、ドラえもんの四次元ポケットみたいな使い方、そこから引つ張ってくる。

それから、知る権利であります。これは広い意味で要するに表現の自由の一環として言うこともあるんですけども、この場合は行政情報に対する知る権利でありまして、すなわち、憲法上の国会もそうですし、裁判所も、権力機関は公開されているわけでありますが、行政だけは公開されていない。であるけれども、逆に、福祉国家という名の行政国家状態の中で、国会が立法と予算で行政府にたくさんのお仕事を与える、行政権はそれを持って、裁量権がありますから、気を付けないと必ずしも公平でないことが起きる。

そういう意味で、主権者としては常に国会や司法権力も監視できるように行政権力も監視したい、これは自然な話でありまして、そこで情報公開、フリーダム・オブ・インフォメーションという、これ世界的なトレンドですけども、一つはニクソン大統領のホワイトハウスにおける犯罪から急にその需要が高まってしまったんですけども、そういう意味で、情報公開請求権。先年、情報公開法ができましたけれども、これも憲法上の権利としての情報公開請求権がないものですから、国が都合のいい範囲で情報を公開してあげるといって構造になってしまっていると思つてですね。そういう意味で、やはり憲法上に、環境権は、さつき申し上げたようにちょっと不安があるんですけど、プライバシー権は十三条ですかね。知る

権利は、十三条の前に国民主権に係のある条文を見れば、国民主権国家においては国民が国のオーナーですから、国の持つている情報はつまるところ国民のものであるという、その筋道の方が使いやすいかなという感じで主張ができると思つてます。

ただ、これもつ先生方御存じと思つけど、しゃべっていて、要するに言葉の遊びをしているようでちょっと恥ずかしくなつたんですけども、私は今六十四歳ですが、三十五歳ぐらいから、主に自由民主党であります。改憲論議にずっとお付き合ひしてまいりまして、改憲の主たる論点はこれではないわけですが、主たる論点について、十年前です。十年前は大変不人気で、そもそも変なマニアが毎月二十人ほど集まって勉強しているという扱いを受けておりましたので、改憲論をもつ少しファッショナブルにさせるために、新しい人権などという点であればどなたも異論がないであろうと何度か御助言申し上げた記憶がございます。十年前の話です。

だから、そういう意味では、改憲論議の突破口としての新しい人権ということをや、どうせ御指摘いただくと思いますから、考えておりました。だけど、今はそういうつもりは毛頭ございません。いろんな人に、これで突破した後、九条に行くんでしようと言われて、一度もはい、そのとおりで

すと答えなかつたこともありません。ただ、改憲論議のソフト化のために使っていたような点がありまして、そんな気を遣うことはないではないかという思いになると、この新しい人権について必ずしも改憲によらなくても済む。

どなたでも御存じなことです。プライバシーというものは、要するに人格にかかわるわけですから、大分類でいくと人格権の一つですよ。だから三十三条で根拠付けて問題ないんですけれども、プライバシーと似て非なるもの、つまりフォークス、フライデー現象でやられてしまった被害者が傷つくもの、名誉、社会的な信用の問題ですね。名誉というのも、例えば、憲法の人権リストに並んでいませんけれども、これは、名誉が突破されたら、害されたら我々は人格的生存がままならないはずなんです。ですから、名誉権も分類上は新しい人権であると思います。

となれば、名誉は、もう御存じのとおり、すごい伝統があります。民法と刑法でがっちり名誉を保護する法制度ができ上がっていて、それについてもう膨大な判例の蓄積があつて、別に憲法なんかなくたって名誉権はしっかり守られている。だから、そういう意味で、法律をきちんと整備することによって、みんなできちんと誠実に裁判闘争を重ねることによって、新しい人権というのはおよそカバーできちゃうのかなという気もいたし

まず、別に改憲しなくても。

ただ、改憲なさるときは是非アメリカの憲法を参考にしてほしい点が一点だけありまして、アメリカ合衆国憲法の修正九条、これ人権規定の一つですけど、には、人権とは今ここに挙げられている、このリストに挙がっているものに限らないんだよ、つまり人権のリストはいつもその末尾がオープンになっていて、新しいものが、新しい時代に加わっていくものだという原則が憲法にうたわれていけば、それぞれ、例えば宗教弾圧から信教の自由が生まれ、少数派弾圧から表現の自由とか結社の自由が生まれたとするならば、また新しい時代環境の中で新しい弾圧に直面して、ここに新しい人権の名前を書かなきゃまずいということが共通認識としてなつたら、それは人権リストに加えればいいんで、加え方が、憲法典の中に無名の人権もあり得ると書いておいてくださいば、成文法としてそれを根拠に、判例による人権の創造は判例法じゃなきゃできないです。判例法は判例法では判例による人権の創造できますが、日本はそうではないですから、判例による人権の確認ができると思うんですね。ですから、将来憲法改正が行われるとして、そのときに新しい人権に関する条文を整備なさるとしたら、そこには、人権とは、今、この現人権リスト、憲法典の中の人権リストに載っているものに限られない

という一文をどういう表現であれ入れていただければ、この議論はなくなると思います。

そろそろ終わりにしたいと思っておりますが、こういう機会、毎回、何度でも言ってますけれども、そもそも人間が不完全であるからこそ、借りたい金を返さない人がいるから民法が古来あるわけでありまして、腹が立ったからといって人を殺してはいけないと分かつていてもする人がいるから古来刑法があるわけありますから。そして、王制度が去つた後、我々と同じく普通の人間の中から選挙で選ばれた人が政治権力者に任期付きでなつて、その下でまた我々と同じ生身の人間の中から資格と訓練で常勤の公務員が選ばれてなつて。つまり、全ての人間が、期待できるけど疑わしい側面を持つているからこそ法というのがあるわけ。権力者に向けられた規範が憲法で、それも、特定の時代状況の中で、不完全な人間が見たことのない将来を予測してつくるものですから、この今新しい人権問題が出てきているように、憲法典は完全でなんかあり得ない。あり得ない以上、九十六条が現にあるように、不断に書き直しの努力はしなければならぬと思います。

改めて、最後の言葉ですけれども、私たち国民大衆がそれぞれ幸せに暮らすことがこの国の存在理由でありまして、幸せの条件は自由と豊かさ、平和であると思えますが、そのためにサービス機

関としての国家が正しく組織されて機能していく、そのための指図書、言わばマニュアルが憲法であるとは私は認識しておりますので、国権の最高機関として発議権を与えられた機関として不断の検討をお続けいただきたいと思えます。

以上でございます。

会長（小坂憲次君） ありがとうございます。次に、小山参考人をお願いをいたしたいと存じます。小山参考人。

参考人（小山剛君） 小山剛と申します。どうぞよろしくお話しさせていただきます。

レジュメに従ってお話しをさせていただきます。まず、新しい人権と一言で言いますが、多分大きく分けて二つの類型があるのではないかと。その一つは、プライバシーあるいは情報自己決定権あるいはこの環境権もそうだと思いますけれども、これまで憲法に書かれていなかった新しい事柄、新しい事項についての人権というものでございます。それからもう一つは特定の主体についての規定。例えば子供の権利ですとか高齢者、障害者といった特定の主体についての人権。これも恐らく新しい人権と呼べるのではないかと思えます。今回の報告では前者の方、やっぱりプライバシーそれから環境を中心に、新しい事項についての人権について少しお話しをさせていただきます。

まず、今日の報告の結論なんですが、新しい人

権が重要であると。したがって、憲法を改正するのであれば、新しい人権は当然にその有力候補になってまいります。しかし、新しい人権のためだけに憲法を改正する必要はないというのが一つの結論。二つ目の結論は、新しい人権の明文化を検討する際には、まずどのようなタイプの憲法を望むのか、それから第二に、基本的人権という形式で記述するのか、それとも、例えば国家目標規定といった別の形式で記述するのか、それを考える必要があるということでございます。

一 のプライバシー権、広い意味のプライバシー権に進むことにいたします。

プライバシーといった場合に、いわゆる古典的なプライバシーあるいは狭い意味のプライバシーというものと、それから情報技術の発展に伴って登場した新しいプライバシーという二つのものを区別することができると思えます。

まず、前者の古典的プライバシーは、私生活をみだりに公開されない保障あるいは権利という定義になると思えますけれども、これについてはもう判例上、最高裁も含めまして承認されているわけですが、したがって、このような古典的なプライバシー権を今更憲法に明記しても、例えば表現の自由との調整の仕方ですとか、あるいは救済手段に直接の影響を与えるものではない。プライバシー権の明記によって変わるものがあると思えます。

その引用条文とか参照条文が変わるだけということになるかと思えます。

したがって、この古典的プライバシー権自体には明文化の意義というのはなくて、他とのバランス、例えば環境権書くのだったらやっぱりこのプライバシー権も書かなきゃおかしいだろうということ、他とのバランスから考えればよいということになります。

一方、情報技術の発展に伴って登場した情報自己決定権あるいは自己情報コントロール権と言われるものですが、これは、先ほど申し上げた古典的プライバシーとはこれは全く別の権利だとして考えた方がいいかと思えます。

一九九九年のあのスイスの憲法の十三条ですけれども、これは第一項では私生活、そして第二項では個人的データの濫用からの保護ということ、項の単位ですけど別の条文にしています。それから、ヨーロッパ基本権憲章になりますと、第七条それから第八条というふうに条の段階で、古典的なプライバシー、私生活の保護と個人情報保護は区別されて規定されております。

そして、こちらの情報自己決定権型の新しいプライバシーにつきましては、これは憲法で制定することに意義がないわけではないというふうに感じております。その理由ですけれども、個人情報保護法の立法段階で自己情報コントロール権を明

記することが議論されましたけれども、結局、権利としての成熟性に欠けるとして見送りになったという経緯がございます。そこからいたしますと、憲法で明文化した上で、さらに法律の方でそれを受けて具体化していくということに、権利の保障にとって一定の意義があるのではないかと思えます。

ただし、憲法に自己情報コントロール権のようなものを書きさえすれば具体的な権利が発生するわけではないということ。また、裁判所がその気になれば、自己情報コントロール権として言われていることも実は相当範囲で保護が可能だということ。そして、もしも本当に実践的な意義を憲法改正に求めるのであれば、結局は、どういうやり方で個人情報保護を保護しようというかなり具体的な規定を憲法レベルで書いたような、そういった場合になってくるのではないか。

その例としては、先ほど申し上げました欧州基本権憲章の八条三項に、独立の機関を設置して個人情報の保護の条件が遵守されているかを監督するというような例がございます。ただ、このような細かい規定というのは、立法府、国会との関係で、憲法がそこまで細かいことを国会に対して指示しなきゃいけないのかという、そういった疑問も生じてくると思います。

次に、環境権のところに進ませていただきます。

環境権というのは、いろいろ定義はございますけれども、少なくとも人の生命や健康にかかわる場合には人格権又は人格的利益ということとで判例上も救済されているわけでありますから、環境権というものを唱える以上は、それをはるかに超えた部分、要するに、より良好な自然環境それ自体の保護というのが保護法益になってくると思えます。

環境保護の重要性については、これは今日では全く異論のないところです。ただし、環境権というのが憲法学説でも有力に主張されているんですけども、結局は、保護されるべき環境の範囲とは何なのかがよく分からない、あるいは環境権の権利主体が誰なのかよく分からない、あるいはそもそも環境というのは公共財ではないかといった問題がございまして、結局、環境権というのは抽象的権利ですらない理念的な権利という性格にとどまるのではないかと、そのように私も考えております。そのことは、権利として環境を保護することの限界、言葉を換えて言いますと、環境保護というものが重要なんだということを宣言するのであれば、憲法において別の形式を取ることを考えた方がよいのではないかとということにつながってまいります。

その別の形式というのが、国家目標規定という形式でございます。この国家目標規定の定義はち

よつとややこしいんですけども、市民に権利を与えるタイプの規定ではないと、そして国家権力がある一定の目標の実現に向けて法的拘束力をもつて義務付ける、そのような規定でして、最もよく知られているのがドイツの環境国家条項というものでございます。この条文は、国は、次の世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また、法律及び法の基準に従って執行、裁判を通じて、自然的な生命基盤を保護するという、権利主体としての国民は出てきませんで、国の責務という形式でうたっております。

ほかにもこの環境保護、比較憲法的には様々な形で書き込まれておりまして、例えば環境保護にとって一番、何ですか、衝突する、あるいは壁になるような人権は何かということ、経済活動の自由なわけですから、幾つかの国の憲法では経済活動の自由の限界として環境保護というのをうたうと、そういった例もございます。

レジュメにお書きしましたルーマニアの憲法、これは財産権についての条項の中で環境保護をうたっている。あるいは、別の国の憲法では、市場経済の諸原理という形で環境をつたっている。それから、国によっては、環境権型なんですけど、ブルガリア憲法では、市民は自然環境を享受する権利を有すると書くとともに、環境の保護を義務

付けられるという義務も併せて書くと、そういった形式の憲法もございまして、これを見ても分かりますように、どこの国でも環境というものを、大事だというのは共通の認識であるとしても、どうやってそれを表現すればよいのかについてはいろいろと悩んでいるところではないかと思えます。三ページ目に進ませていただきます。

冒頭申しましたように、新しい人権を憲法に追加するかどうかが、それは一つは、どのような憲法を望むのか、憲法に何を求めるのかという問題にかかわってくることであると思います。

まず一点目は、人権と統治というのは基本的に筋の違う話でして、例えば国会について、二院制を取るのか一院制を取るのか、あるいは審議・議決の要件、三分の一なのか二分の一なのかといった、そのようなことは憲法でルールとして明確に定めておかないと、これは全くどうしようもないことなんです。あるいは、この二分の一、三分の一を変えたいのであれば、それはもう条文を変えるしかないということになります。一方、人権については、原理あるいは普遍的な理念という性格がございまして、憲法にどれくらい書いてあるかが、大憲法解釈上は主要国の人権の保障のレベルというのは大体似てくるようなものだというふうに思っております。

憲法改正といいますが、新しい人権をどこまで

増やすかということに目が向きがちですけれども、逆に憲法改正によって今ある人権規定をどこまでぼさり切れるかと考えてみた場合には、例えば十三条の個人の尊重ですとか、あるいは十四条の平等ですとか、あるいは新たに一般的な手続的な保障のようなものがあれば、この憲法第三章で保障する、例えば表現の自由とか思想、良心の自由みたいな個別規定を仮に削ったとしても、今言ったような包括的規定から演繹可能なんです。人権というのは、およそそういったものだということに私は思っております。憲法改正ということになりますと、やはりあれも欲しい、これも欲しいで、どんどんどんどんいろんな案が出てくると思うんですけども、特にそういうような場合には、どこまで逆に簡素化できるのかという逆の方向から考えてみることも有益なんではないかというふうに思います。

それからもう一点、個別の人権として保障されているかどうかにかかわらず、国民の一般的な自由を制限する限り、国家の行為には目的の正当性あるいは手段の合理性というのはどのみち要求されるわけですから、新しい利益、新しい重要なこと、それを逐一憲法に書き込む必要もないんじゃないかというふうに思います。

最後に、いかなる憲法を構想するかということなんですが、大きく分けまして、ここでは二つの

憲法の構想があるということをお話したいと思えます。

一つは、憲法のシンボリックな意味、あるいは国民を含む政治過程に対する意義というものを重視して、そしてその国家や国民が実現すべき価値や理念、それを明確に宣言するという、そういったタイプの憲法。もう一つは、憲法裁判を前提に、法として裁判所によって貫徹できる範囲、要するにそれ以上の余計なことは書かない方がいいという、そういった憲法構想がございまして。

前者の例がワイマール憲法、後者の例がドイツの基本法、現行憲法だということになると思えます。このドイツの現行憲法では、ワイマール憲法とは異なりまして、古い古典的な基本権、あるいは前国家的な権利のカタログに人権規定を限定した。御存じのように、ワイマールの場合ですと、社会権その他、様々な条項が含まれていたわけです。

このどっちの憲法を選択するかによって、特に環境保護ですとか、あるいは子供や障害者や犯罪被害者の人権といった、そういったものを書いた方がいいのか、書かない方がいいのかに対する回答は違ってくると思います。ただ、その二つの憲法構想のうち、どちらが正解というものではございませんで、正解というのは存在しないと、どちらかを自覚的に議論した上で選択していくものだ

ということになってまいります。そして、どちらの憲法観に立つのかを決めた上で、その上でどの条項を導入するのか、それらの決めていくことになってくると思います。

本当の最後になりましたけれども、特に新しい人権というのは、立法による具体化に依存するものというのが非常に多いと言つことができます。ただ、新しい人権として書いた場合はもちろんですけれども、書かなかつた場合も、この立法というのは、よく立法裁量と言われますけれども、その立法裁量というのは行政裁量とは全く違った性質のものだといふふうに思います。

要するに、行政というのは法律を執行する機関ですけれども、立法府というのは憲法の執行機関ではないんですね。自ら価値を設定して、自らその手段を探索して、そして制度を構築していく、そのような立法の責務というのを十分果たせば、逆説的に新しい人権の条項は要らないのかもしれないし、あるいはそれをより力付けるために新しい人権の条項が要るのかもしれないし、その辺りはよく分かりませんが、ちょうど時間が参りましたので、これで私の報告とさせていただきます。

会長（小坂憲次君） ありがとうございます。以上で参考人の方々からの意見聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

お手元に配付をいたしております参考人質疑の方式に関する留意事項のとおり、本日の質疑は、あらかじめ質疑者を定めずに行います。質疑を希望される委員は、お手元にある氏名標を立ててお知らせください。そして、会長の指名を受けた後に発言をお願いいたします。

質疑の時間が限られておりますので、一回の質疑時間は答弁及び追加質問を含め八分以内でお願いいたします。すなわち、参考人の方々の答弁時間を十分に考慮いただき、質疑の時間の配分に御留意ください。発言が終わりましたら、氏名標を横にお戻しくください。

参考人の方々におかれましても、答弁はできる限り簡潔にお願いいたします。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。それでは、質疑を希望される方々は氏名標を立ててください。

福島みずほ君

福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

今日は、御両人の、お二人の参考人、本当にどうもありがとうございます。

まず、小山参考人にお聞きをいたします。

社民党自身は、新しい人権を憲法に書かなくても日本国憲法は新しい人権を念頭に置いていると、とりわけ憲法十三条と二十五条の中かなり包含

できるといふふうに考えております。また、おつしやいましたとおり、立法裁量、例えば情報公開法や様々な環境についての基本法などに、実際は新しい人権をしっかりと生かしていくこと、必要なものを、プライバシー権や環境権や知る権利などはしっかりとそこで保障していくべきだと、その役割が大きいといふふうに思っております。

憲法十三条、二十五条が新しい人権を包含していると考えるべきなんでしょうか。そこについて教えてください。

参考人（小山剛君） 十三条、それから二十五条とも、非常に包括的な規定だと思えます。ただ、二十五条の場合には、やはり生存権あるいは社会国家に結び付いている。環境というのはそれとはちょっと性質が違うといふふうに思っています。

それから、十三条と環境の関係でいいますと、やはりそれは個人の権利と言つには難しいものがございます。やはり環境というのは公共財だといふところがありますので、ですから、十三条からしてもこの環境というのは据わりが悪いのかな。だから、十三プラス二十五で理由付けをやっているんじゃないかと思えます。

そついった理由付けの難しさ、据わりの悪さを別にすれば、十三、二十五があれば大体欲しいものは引っ張り出していくことができると、そついうふうに私は考えております。

福島みずほ君 小林参考人をお願いをいたします。

講演を聞いたたりいろんなところで御本を拝読したりしておりますが、立憲主義やあるいは憲法九十六条についての御発言などもいろいろお聞きをしております。立憲主義ということとそれから九十六条改正先行論に関しての御意見をお聞かせください。

参考人（小林節君） 新しい人権の話ではないんですけども、先ほど私の陳述の中で申し上げましたけれども、憲法って何のためにあるのかというところについてもこだわっているんですけども、人間は皆不完全である、だからこそ、もちろん人間というのは不完全であるけれども、話せば分かる面もあるんですね。だからこそ、多くの人は単なる紙に書いた文字でいい人になってくれるわけですけども、ただ、王制が去った後、王様の位置はやはり必要なわけですよ、組織としての管理、運営をする人が。それが政治家の位置なんですけれども、我々と同じ不完全な人間の中から、自らの意思で手を挙げて、選挙で選ばれてその地位に就いた人々も我々と同じ人間だから間違いを犯し得る。だから憲法で規律する。

つまり、六法の中で憲法という分野には権力者統制という目的性があるわけでありまして、ただ、権力者というのは実に権力者でありますから、憲

法というのは最高峰と形式上、上に立てられてはいますけれども、逆に何の後ろ盾もないんですね。だからこそ、権力者に開き直られたら憲法というのはもういもものである。だからこそ、簡単にその拘束を解かせないために硬性憲法になっているわけ。ですから、それを権力者の側が最初に国民大衆に提案する。権力者の側は情報も持っている、だから、国民はだまされやすい、だからこそ、硬性憲法の改正を国民に提案するには慎重でなければいけないと思っています。

ただ、はつきり申し上げますが、白紙の上に憲法を新しく書くんだしたら、私は日本人の歴史的体験、つまり、神様が下さった憲法の後にマッカーサー元帥様が下さった憲法の下で暮らしておりますから、改憲体験すなわち主権者体験が乏しい我々にとっては今の憲法の制約はきつ過ぎる。だから、白紙に憲法改正条項を作るのであれば、私は多分五分の三とか考えるんですけども、ただ、今回の流れは、全ての議論の入口でまずはハードルを低くして、その先は意見合わなくても二分の一でいけちゃうからという、そういう文脈で九十六条先行改正が出てきたことには私は絶対に納得できないということがあります。

福島みずほ君 小山参考人にお聞きをいたします。

新しい人権のためだけに憲法を改正する必要は

ないとレジユメにありまして、私、社民党も新しい人権は含まれているというふうに先ほど申し上げましたように考えております。

基本的人権の考え方と新しい人権の関係についてちょっとお聞きをしたいと思います、天賦人権論について否定を、済みません、自民党新憲法案のQアンドAの中には、日本国憲法は天賦人権説によって立つところが散見されているので、それを改める必要があるという記述がありまして、私は天賦人権論を否定するのはおかしいと思っておりますが、基本的人権のそもそもの考え方について御教示をください。

参考人（小山剛君） 天賦人権について自民党さんはどういってお考えかちょっと分からないんですが、もしもそれがいわゆる人権とそれから憲法上の権利を区別しようと、そういった意味だったら理解できる場所です。といいますのは、やはり人権というのは一つの理念なわけですね。そういう、憲法の中で具体的に書き下ろした、そういう憲法上の権利というものがちょっと質的には変わったと。そういった議論は、例えばごく普通の議論だと思えますので理解できます。ただ、憲法上の権利は逆に人権とは全く無関係だということ趣旨であれば、それはちょっと理解できないことになってきます。

福島みずほ君 時間ですので、終わります。あ



りがとつございました。

会長（小坂憲次君） ありがとうございます。

それでは、片山さつき君。

片山さつき君 ありがとうございます。

まず、小林参考人にお伺いします。

まさに先ほどおっしゃっていた三十年ぐらい前から先生の御高説を時々賜るチャンスがございますまして、先ほどおっしゃっておられましたように、憲法を改正するいろいろな切り口の中で新しい権利というのが一つあるというお話が、私たちの多分先輩議員に対してあったのかなというふうにお伺いしていましたが、今回の自民党の昨年の憲法改正案でも、新しい人権については権利という形ではなく義務付けのような形で、まず個人情報是不当取得をしてはいけないと。先ほど似たような用例がありました。これは、裏を返せばプライバシー権の保障のためなんです。それと、国政上の行為を国がきちつと国民に説明しろという、これは知る権利の裏なんです。あとは環境保全の責務、これは国が国民と協力してという、先ほどの東欧の国に一つ一つというのがありましたけれども、あとは犯罪被害者等への配慮ということで、国を主語にして義務で裏から課するという形を取っております。

これは、やはり先生のお話にもありましたように、個人の法律上の権利として主張するまでには

熟していないのかなという考えでこのようにしておりますのですが、まず、このような書き方についてどうお考えになるかというお話と、先ほど先生が、もしもこつという条文が付け加えられるならということと、基本的な権利はリストに載っているものには限らないというようなことを一文付けて、ある意味バスケットクローズ的なものなのかなど。

それを、ですから、今でも包括規定と言われる十三条に付けるのかは、まあちょっと今見たところ合わないかなと思つたのですが、十三条に付ける形でこつというものを置きますと、逆に不明確性というか曖昧性が広がることになって、列挙する場合に比べてその方がいいという事例がどういふことと出てくるのかというのは私たち少し分からなかつたので、その辺の部分を教えていただきたいと思つています。お願いします。

参考人（小林節君） 環境については、先ほど小山君も言つたみたいにまだ対象そのものがはっきりしていませんから、国に良くしていく責務という表現はいいと思つたんですね。だけれども、個人情報なんかについては、不当に取得するなど国に義務付けるよりも、やはりこれはそれぞれの個人が私に関する情報で、私だつたらここはされたくないという主體的に範囲を決め得るものから、これはむしろ権利と書いた方がいいと思つたんです。

ね。

それから、例の情報公開で、国その説明責任というのが現行の情報公開法と同じで、何といふかな、説明してやる、ただしこれは公益上説明できないという、要するに塀のどつちに転ぶかの話なんですけれども、ただ情報公開法制をきちんと調べてみると、さすがに何でもかんでも公開すればいいものではないとよく分かるんですよ。何といふか、国が破壊されてしまいかねないと。破壊活動の手段としての情報公開法も困るので、このところは悩んでいるということだけ申し上げておきたい。つまり、こつという書き方はどうしようかと言われても、ケース・バイ・ケースにお答えするしかないと思つています。

それから先ほど、人権のリストはイズ・ステイル・オープンですよ。だから新しく加えていいんですよ。運用する我々国民全体の賢さと愚かしさによつては人権のインフレみたいになつたり人権主張のインフレになつたりして、何か国有地占拠しちゃつた人みたいなああいう話になって、私としてはそういう心配はあります。つまり、運用の賢さ次第。だけれども、その一文があつたら今の新しい人権論何も起きていないんですよ。ということです。

以上です。

片山さつき君 ありがとうございます。

あと、済みません、先ほどちょっと言及があったんですが、私どもの憲法改正論のその基本的な条項のところのOアンドAの部分に、西欧型の天賦人權説的なものは云々という話がございます、ここが非常によく誤解されるんですが、まさにおっしゃられていたように、小山参考人がおっしゃられていたように、先週もそういう議論があったんですけども、人權の事実に、具体的に現れる形というのは、各国の社会の特色とか今までの歴史とかいうものがある程度反映するものであるからという話と、余りにも翻訳調であった文章をきちつと自前の憲法に書き換えるというような話の中で出てきた話でございます、ただ、我々も非常にこの部分の一行がOアンドAに載っていることでもかなりな、あらぬ誤解を受けたので、ここはもう書き直した方がいいのかなと、OアンドAだけでも思っておりますが、一切元々の基本的な原理を否定するものではないことは、十三条が維持されていることや前文に基本的人權の尊重を書いていることで分かると、分かっていただけだと思うんですが、更に誤解されるとしたら、公共の福祉を公益及び公の秩序というふうに変えている部分がよく誤解されます。

特に、公の秩序については誤解される頻度が比較的高いんですが、あくまでも公の秩序は国際人

権規約にも出てくる言葉で、現行憲法下の法案、法律にも幾つも使っております。まあ社会秩序程度の意味でございますので、それ以上の意図はないんですが、それを申し上げた上で、この辺りについて、私どもの言い換えについてどのように思われるかをお伺いして、以上でございます、いただきたいと思います。

会長（小坂憲次君） それでは、小山参考人、お願いいたします。

参考人（小山剛君） 一つ、天賦人權のところについては、そのような御趣旨だということは承知いたしました。やはり憲法に権利として書いた場合というのは、元々の生の人權とはやはり性質が違ってくるはずなんです。その限りで了解いたしました。

それからもう一つは、この公共の福祉を書き換えるかどうかなんですが、これはどういう元々の意図なのかによってまた変わってくると思うんですね。恐らくこの公共の福祉に対する逆に不満があったわけで、その公共の福祉に対する不満というのが、人權相互の調整の原理という、かなり狭い意味でしかこの公共の福祉という言葉が憲法学では使われてこないことが多いと、そういうところだと思つんですが、実際には、この人權相互の調整原理という理解の仕方というのは少し古い理解かなというふうに思っております。ですから、

この公共の福祉という言葉を持した上で、もつと、もう少し広めにですね、その内容を考えていくことはできるだろうというふうに思います。

元々、一つは、戦前の公と私の公が優越したというものに対する反省という時代、それからもう一つは、法律の違憲、合憲を審査する場合に、この目的の審査みたいなものに非常に集中して、手段の審査というところまで余り行っていない時代、それから、まさに戦後すぐですので、やはりこの基本的人權というところをおよそ不可侵なものだというイメージが非常に強かったという、そういった時代、やっぱり背景にして確立した説ではないかというふうに思っております。

会長（小坂憲次君） ありがとうございます。それでは、井上哲士君。

井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。今日は、お二人の参考人、ありがとうございます。

私たちも、日本国憲法は第十三条の幸福追求権を保障した上で個々のプログラム、人權カタログを定めるといふ非常に奥深い構造になっていると思っておりますので、環境権にしてもプライバシーにしても、本気で擁護しようとするれば、この憲法の根拠に基づいて立法で具体化することこそが求められていると思っております、新しい人權をあえて憲法に追加する必要は今ないと考えてお

ります。

その上で幾つかお聞きするんですが、まず小林参考人にお聞きいたします。

先ほども九十六条の質問があつたわけですが、最初の意見陳述の中で、この新しい人権というものを改憲の突破口にという議論もしてきたんだというお話がありました。そういう点でいいますと、国民に改憲を広げていくために必要なということ、議論をされてきたと思つんですが、そのこと、つまり憲法を変えやすくするために九十六条を変えようということに異を唱えること、少し矛盾しているかのように見えるんですが、先生はやっぱりどういつ思いでそのことを言われているのか、というのが一点。

それから、やっぱり九十六条の問題、そしてこの人権問題というのは、いわゆる憲法とは国民が国家を縛るものだ、こういう議論があるわけですが、そういう考え方は王制の時代のものであつて古いんだと、こういう議論をされる方もいらっしゃると思いますが、こういう考え方についてどうお考えかという二点をお聞きしたいと思います。

それから、小山参考人にお聞きいたしますが、先週もこの新しい人権の議論をしたわけですから、いろんな立法で権利を定めていく上でどうしても衝突をして、これはやっぱり憲法で定めなければ保障できないという状況になれば憲法に定

めることも必要ではないかという参考人からの御発言もあつたわけですが、今の環境やプライバシーの問題でそういう局面になっているのか、あるとすればどういふ問題があるのか、その辺、あればお答えいただきたいと思ひます。

会長（小坂憲次君） それでは、小林参考人、お願いいたします。

参考人（小林節君） まず、私は改憲論者であるにもかかわらず、せつかく大阪の方が声を上げたことによつて九十六条が先に改憲され得て、そうすると、あとは二分の一でばた憲法改正ができる状況が見えたにもかかわらず反対したのは何かということだと思つてすけれども、外国の例を見てもそういう、先に手続を緩和した例はないんですよ。

つまり、私は、これは天下国家の在り方にかかわる問題ですから、権力はやはり公正で正々堂々としていなければならぬ。権力者が、何といふかな、表現は悪いですけど、突然、勉強するのが嫌だから裏口入学考えるような、これはもう何といふかざまがないと思つたんです。天下国家を論じるときこの作法はないだろう、それだけです、それだけです。なぜかという、それをもしまかり通してしまつと、その後のこの国の据わりが悪いと思つてすよ。やっぱり権力は正々堂々としていてこそ品が出ると思つ。品のない権力なんて

権力じゃない、暴力です、と思つてゐるんです。

それから、よく言われる、立憲主義という、私はその学説取らないとか、それ古いとか、それどここの学説とかびつくりすることが多いんですけども、例えばこついつい方しますよ。立憲主義というのは、中世の王様が絶対化して、つまり悪魔化して、とつとつ市民が反撃し、市民革命で倒れたそのときの、つまり悪魔化した国王に対するやむにやまれず抵抗した市民の、この状況の中で権力を憲法で縛るんだ。日本にはそういう歴史的体験がないと言つてすね。

だけど、歴史的体験がないということの言い方の一つに、要するに天皇陛下が上において、日本というファミリーのお父様でという発想で、ただ私自身は天皇家とファミリーだと思つたことは一度もありませんし、それから日本の歴史を見ても天皇というのは権力に直接タッチせず、後ろで有り難みを光らせている存在。現実に、例えば將軍であれ元老たちであれ軍部であれ、庶民と権力者現実の権力者の間では大変な葛藤はあつたと思つてす。

それから、でも市民革命は経験してないだろうと言われますけれども、この間はある女性評論家とのテレビ討論で言つたんですけれども、市民革命ができるほど民衆は強くなかつたんですよ。だから米軍に助けられて我々は解放された

いうアンダースタンディングも私はあり得ると思うんですよね。

だから、それで話を戻すんですけど、人間がどの立場にあるのが人間というのは不完全なもので心の中に神様と悪魔が両方、私もそうです、住んでいます。ただ、悪魔が出てこないのは、それによって失うものが多いからコントロールしているだけでありまして、私がおもひキムさんの地位に付けてくれたら、キムさん以上に悪い人になるかもしれません。

というようなわけで、そういう意味で、人間の本質が変わらない限り立憲主義というのは時間と場所を超えて適用されるべきものであると私は確信しております。

会長（小坂憲次君） 小山参考人、お願いします。

参考人（小山剛君） 環境あるいはプライバシーで何か例があるかという御質問だと思いますがこのプライバシーの自己情報コントロール権又は情報自己決定権のタイプでいいと思います、もしも憲法上の規定がなくても、裁判所又は立法府がその気になれば幾らでもできると思うんですね。しかし、現実はどうかというところ、そうなっていないと思います。

例えば、日本のNシステムですとか監視カメラ、あるいは防犯カメラですね、あれは法律の根拠は

全くないというのは御存じだと思います。でもそれは日本の裁判所では合憲なんですね。ドイツでは違憲判決が出ています。日本のある高裁が、このレジユメの注の四のところですけども、わざわざその判決を引つ張ってきた上で、ドイツの場合にはそういった法律の根拠がないと違憲だろっけれども、日本の場合にはそれは要らないんだとはつきり明言しています。

さらに、立法府との関係でいいまして、何年か前にテロ対策で指紋押捺、外国人のですね、導入されましたよね。その導入の目的はテロ対策だったはずで、ところが、実際にどうやってそれが活用されているかといいますと、一つは出入国管理、それからあるいは犯罪の解明ですね。要は、導入の目的とその後の使う目的がこれはもう完全にずれているんですね。もちろん、こうこうこうという目的でそのデータを転用できるというふうな規定まであればともかくですけども、そうではなくて、要するに必要な範囲で幾らでも回せるようなことになっていまして、これは多分ドイツだったら明確に違憲だと思います。

あと、例えばこの指紋押捺、何年間保存するか先生は御存じでしょうか。法律には全然書いていないんですね。たしか国会の答弁の中で八十年か何かということをお政府側は言ったと思うんですけども、とにかくそれすら書いていないという

やはり法律の何と云いますか作り方が非常に粗いと言つことはできるんじゃないかと思つています。

会長（小坂憲次君） 時間となりました。それでは、水戸将史君。

水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でございます。

両先生、ありがとうございました。

まず小林先生に、三点ありまして、簡潔にお答えいただければ有り難いと思っておりますが、まず小林先生。

先ほど公共の福祉の話もありました。人権をある程度制約をするということも、これからの中でどういう立て付けにしていくかなという話あります。個人の権利行使というのは、他者との権利との関係においてのみならず、国家社会の利益との関係においても調整を必要とすると思っておりますけれども、やはりこの人権の制約するという場合の、公共の福祉以外でもいろいろな部分があると思つんですが、これを具体的に明確な概念で示すとしたらどういふものが考えられるかというところがまず第一点です。

それから、小山先生に二点ほどお伺いしたいんですけれども、今非常にグローバルな社会でありまして、基本的な人権の保障というのが国民、日本国民のみならず日本に在留する外国人の方にもひとしくこれは適用されるということもあるんです

が、やっぱり我々としても外国人の参政権等々、やっぱり日本国民のみを対象にするものもあると思うので、これの区別というんですかね、どういう形でこれをつまぐ調整をしていくかということをお聞きしたいと思っております。

最後ですけれども、これはよく言われる話なんですけど、個人の名誉やプライバシー権、プライバシーの保護ですね、青少年の保護育成のために、やっぱり表現の自由とか報道の自由についても一定の規制を受ける、設ける必要があると思うんですが、これは憲法上これをどういう形で設けたらいいかということをごさいます。

最初の一問は小林先生で、あとの二問は小山先生にお答えいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

会長（小坂憲次君） それでは、小林参考人からお願いいたします。

参考人（小林節君） 公共の福祉の話ですが、ちょっと御質問の趣旨取り違えたらごめんなさい取りあえずお話しします。

公共の福祉というのはパブリック・ウェルフェアという英語ですけども、これ自体はアメリカの憲法で普通の言葉なんですけど、見ていますと置き換えてパブリック・インタレスト、公共の利益ですね、とか、それからパブリック・ピース・アンド・オーダー、公共の秩序とか、要するに同

じ意味に使われている。だけど、日本は戦後、憲法学の運用で公共の福祉というのは他者の人権との衝突の調整以外に使っちゃいかぬという何か学説的な縛りが掛かって、この言葉の意味が日本独特の使われ方をしている。

そうすると、例えば外国の元首が日本に来て羽田から迎賓館まで車が速やかに来れるように交通止めをした場合、これ誰の人権とも調整して、つまり外国の元首をきちんと日本にお迎えするという公益だと思っんですよね。だから、そういうことをもう一度、新しい憲法を作つたらいい、あるいは新しい憲法運用のときに仕切り直すのであれば、公共の福祉という言葉が誤解招くじゃないですか。だから、パブリックインタレスト、公共の利益という言葉で、もう一度白紙で、他者との調整とか他者との調整が関係ない純然たる公益も含めるといふような使い方をしようとする、僕、自民党の案は説得力があると思っっているんですが、お答えになったか、ちょっと心配です。

以上です。

会長（小坂憲次君） 小山参考人、お願ひします。

参考人（小山剛君） 一点目は、外国人の人権をどう考えるかということだと思っます。

やっぱり三角といいますが、それ以外のグレーの領域があるんじゃないかと思っます。

今までいわゆる当然の法理というのがございまして、外国人はこいつたものには就任できないというのがあったと思っんですが、この当然の法理の実際にこの対象になっている対象が、これ何か随分広過ぎるといふ印象はございします。例えば公立の高校の先生とかあるいは小中学校の先生、これも正教諭はその当然の法理の対象内である、要するに対象になるから、これは外国人は例えば常勤教諭ぐらいにしかねないとか、それは随分広く使い過ぎてきたのはあるんじゃないかと思っます。

私としては、外国人に保障が及ばないもの、それから当然保障されるもの、その中間にやっぱり国民の合意ですとか何とかの上で保障を及ぼしていけばいいようなもの、その三通りがあつて、従来当然の法理の使い方というのは今言つたこの最後の部分までどちらかというとバツの方を付けていたと、そういう印象はございします。

それから一点目は、青少年保護との関係で名誉プライバシーということだと思っんですけどもドイツの憲法の規定には表現の自由の限界として名誉、それからあと青少年保護のための法律上の規定、それからあと一般的法律の規定と、それは表現の自由の限界があるといふふうな明文がござ

いますが、青少年保護のためにこの表現の自由を制限するというのは、これ制限の仕方によっては当然違憲問題生じます、あるいは制限する手段によっても生ずると思いますけれども、基本的にはそれはできることであるというふうに思っております。

水戸将史君 どうもありがとうございました。

会長（小坂憲次君） それでは、西田実仁君。

西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

今日は、両先生、大変にお忙しいところ、ありがとうございました。

我が党といたしましては、この新しい人権という全般についてはより積極的に明示すべきであるという立場でございます。憲法に明記することによって事前の人権保障を可能とし、また時代の変化に対応した様々な立法措置が可能になるといふふうにするのが望ましいと、こういう立場でございます。そして、特に環境権あるいは環境保全の責任ということにつきましても、自然との共生も含んだエコロジカルな視点に立った環境権を定めるべきであり、また国と国民の環境保全の責務、責任も求める必要があるのではないかというふうに考えているわけであります。

そこで、この参議院の憲法審査会は、昨年、常会におきまして、東日本大震災と憲法というテーマで大震災における人権保障、統治機構あるいは

国家緊急権について議論を行ったわけでございますけれども、まず最初に小山参考人にお聞きしたいと思えます。環境権についてであります。

確かに、この環境権ということについてはこれまで裁判所でも否定され続けてきたわけでございますけれども、この三・一一以降の日本社会全体の変化という点について踏まえなければならぬというふうに思っております。小山先生のレジユメには、これは人格権で救済をするべきものであるというふうに記されておりますけれども、個人の私権としての人格権で処理するには、三・一一以降の福島を中心とした面としての大規模な災害を考えたときには不適切ではないか、あるいは問題を矮小化することにならないのかという疑問を私は持つております。汚染されていない土地と空気というのは個人の利益にとどまらず、人間の生存条件そのものと考えるべきだからであります。この点につきまして、小山先生にまずお聞きしたいと思えます。

参考人（小山剛君） 私が申し上げましたのは、人格権があるからいいということではございませんで、その部分は人格権でもう既に解決済みなんだから環境権の独自の意義というのはそこを超えたところにあるんだらうと、そういう趣旨で申し上げただけでございます。

ですから、人格権というのは当然人権として構

成できる言わばミニマムの部分だと思っんですね。ただ、環境権という以上はそれよりもっと広い、そういった個人の個別具体的な利益に還元できないような、そういったところを憲法として、あるいは法制度として保障していく、そこが中心になるんだらうということでございます。

それは三・一一の前も後も変わらないと思えます。三・一一の後、非常に深刻な事態になったというのはそのとおりだと思いますけれども、やはり何ていいますかね、環境をどうするかというのは一人の個人の人格権という、言わばミクロの個別の問題では解決できないものだから、だからこそ難しいんだというふうに認識しております。

そして、今言ったように、個別の人権として解決できないと、だからこそ各国の憲法はいろんな形で記述の仕方、環境は大事なということをやって宣言しようかということに苦心しているんだと。したがって、先生とは認識は変わっていないように思っんですが。

西田実仁君 ありがとうございます。

この放射能汚染と憲法ということについて小林先生にお聞きしたいと思います。大きなテーマでありますので、先生の御所見を伺えればと思います。

この環境権ということだけに限っていえば、確かに生成中の権利だらうとは思いますが、

この三・一一による環境破壊ということに対応して考えたときには、構成され続ける権利として理解し、また議論を深めるべきではないかと私は思っておりますけれども、このことと加えまして、放射能汚染と憲法ということで先生のは是非御所見を賜りたいと思います。

参考人（小林節君） 今お話を伺って、確かにあの被害状況を見ると、個人の主観的利益を越えた公益の問題があると思うんですね。であれば、原則に戻って考えれば、人権規定があるうがなかるうが、立法府というのは国権の最高機関として憲法に触れない限り何でもできるんですよ。だから、例えば法律で二院制を一院制にするの駄目でしょう、もう一つは法律で人権侵害、駄目でしょう。それ以外であれば、環境という公益を、あの被害を直視して、最大限速やかに回復するための立法、予算措置は国会で何でもできるんじゃないかという、第一点のお答えです。

それから、原子力については、この間の被害を見て、本当につまらない人的過失で世界最高の技術が最悪の技術みたいに見えてしまったのは残念ですけど、ただ人間である以上ああいうことが起こるといふことからいくと、やはり原子力というのは一種の禁じ手なんだなとしみじみ思いました。つまり、あれが暴走したときコントロールするすべを我々は持っていない以上、使ってはならない

危険なものなんだなという認識をせざるを得ませんでした。

そういう意味では、憲法というのは国民の幸福を保障する手段でありますから、明らかに健康も豊かさも平和も害するリスクが高過ぎる現状では、何か、もう一つは被爆国という体験もありますし、憲法の中に核に関する規定があってもいいのかなと。ただ、宣言規定ですけどもね、それが権利義務を生むものではないと思えますけれども、前文のような、そういうアイデアはあの事件を見て思いました。

以上です。

西田実仁君 ありがとうございます。

会長（小坂憲次君） 小西洋之君。

小西洋之君 民主党の参議院議員の小西洋之でございます。

両先生、本日は誠にありがとうございました。

小林先生には別の機会でご指導いただいたことがございますので、今日は小山先生の方に二点御質問させていただきますと思います。

まず、先ほど、片山先生の御質問に対する回答の中で、憲法十二条の公共の福祉ですけれども、いわゆる人権の調整原理とのみ考えるのは少し古い考え方というふうな御説明があったと思っておりますけれども、私の理解する限り、戦後最高裁の判例の歴史を見ると、初めはまさに公共の福祉

公益という解釈のみでぶつた切りになっていたものを、各人権の比較調整ですとか二重の基準論の、まあ最高裁でないにしても、裁判所の裁量ですとか、まさに人権の調整原理というものを頑張ってきたと。それが今学説の中で、前回この審査会に高橋和之先生お越しいただきましたけれども、そういう学説が今検討されていると。ただ、その学説を検討している目的も、あくまで公益によって人権を制限する、その濫用を防ぐためにどういふ場合にそういうことがあり得る、できるんだろつかという、そういうアプローチであるというふうな御教示いただいたんですけれども、それらについていま一度お話をいただけますでしょうか。

あと、公益ということをおっしゃいましたけれども、自民党草案は公益及び公の秩序、及びで、その二つで国民の自由や権利や幸福追求を制限できることになっておりますので、それについても御感想をいただけますでしょうか。

二つ目は、先生のレジユメの二ページ目でございますけれども、憲法改正をする場合に、あつ、三ページ目でございますが、失礼いたしました、現行の人権条項をどこまで簡素化できるかということについて書かれております。

で、済みません、私、御説明の趣旨が十分理解できなかったというふうに思っておりますけれども、おおよそ、ある条文を変える場合に、それを簡素化

すれば簡素化自体に意味があつて、つまりその人権の保護という意味が私は後退する可能性があるのではないかというふうに思つてんですけれども、それについていかがでしょうか。

ちなみに、一つ例を御紹介いたしますと、この自民党草案の話で恐縮なんですけど、憲法二十六条で公務員は絶対に拷問等をしてはいけないという規定がありますが、その絶対にといい言葉を削除しています。で、去る四月二十八日の予算委員会で安倍総理が、民主党の同僚議員に、なぜ絶対という言葉削除しているのかという問いに対して、その答えが、GHQが作った憲法だからと、GHQが日本国民に絶対という言葉押し付けたのだという答弁をしまして、さすがに私、立法府でこういう答弁は看過できないと思ひまして、私は、特高警察等々の歴史があつてこういうことが入っているんだと。歴史的事実としても、憲法制定の議会において担当国務大臣もそういう理解の下にこの絶対という言葉が入っているというふうな答弁をいたしております。

ですので、やはり言葉を簡素にすることとはそれ自体が大きな意味を持つことだと思ひますので、いかがか、御教示いただけますでしょうか。以上でございます。

参考人（小山剛君） まず一点目ですけれども、公共の福祉をどう解するかでして、人権相互の調

整の原理という公共の福祉観というのは、やはりどうしても人権を制限できる場面がこれ当然少なくなるわけですよ。ということは、逆に、ここの人権、元々の人権の方も割と狭めに定義するしかないんですね。要するに、基の人権の方を狭く定義したからこそ、すればこそ、その制約に当たってもやはり同じ人権でしか制限できないという、そういう理屈が成り立つと思つてます。

ただ、日本の憲法学がそういうことを自覚的にやってきたかというところでもありませんで、例えば表現の自由の保障範囲あるいはその他の人権の保障範囲、結構これ、広めに取る傾向にあると思つてですね、日本の憲法学。これはドイツの憲法学もそうです。恐らくアメリカの場合にはもっと何が表現なのかについて厳密に考えるのかもしれないけれども、日本、ドイツはそこまで厳密にはやってきません。

そうしますと、その広めに取った基本的人権を制限しなきゃいけない場合、あるいは制限しても当然に合憲だろうという場合も、これは非常に増えてくると思ひます。そうなった場合には、やはり人権のみが人権を制限するというこの観念的なテーゼはもう維持できなくなってくるんですね。前回高橋先生がいらっしゃったのであれば、多分町の美観みたいなものを例に出されたんじゃないかと思ひますけれども、要は、人権には還元でき

ないようなものによつて人権を制限する、そういうのを認めざるを得なくなってくるということじゃないかと思ひます。

それをどういふ言葉で表現するかというのは二次的な問題なんですけれども、公益及び公の秩序がいいのかどうか、これは、言葉がまだシェイプアップする余地はあると思ひますけれども、別に言葉遣いよりもやはり中身をどういふふうにかえるのか、その上でそれに見合った言葉は何なのかとまた考えていけばいいのではないかと思ひます。

二点目なんですけど、どこまで簡素化できるかと、簡素化した場合には人権保障の水準が後退するのではないかということですね、これも、私は簡素化しろとは決して言っておりません。言っていないです。もしも憲法改正やつて表現の自由を削除する、あるいは信教の自由を削除したら、これはどんな国なのかと思われるのはもう当たり前です、世界的にですね。あるいは、仮にこれは表現の自由はどうでもいいですよという意味で削除したんじゃないんだよと言っても、それはやはりどうしても保障力というのは落ちてくるんじゃないかというふうに思ひます。

ですから、やはり、言いたかったことは何かとありますが、人権というのは、基本が定まっていれば、あとはいわゆる新しい人権と言われる問題についても、適切なこの解釈と運用で対応してい



ける場合が多いんだということが一つは言いたかったということ、ですから減らせという趣旨ではありません。増やし過ぎるなどという趣旨は含んでいませんけれども。

それからもう一つ、三十六条の改正ですけれども、ここに絶対という言葉が入っているかどうかによって意味が変わってくるかというところ、恐らく人間の尊厳とか個人の尊重との関係で、多分、解釈上絶対という言葉が出てくるかもしれません。そこはちょっとよく分からないです。

小西洋之君 ありがとうございます。

会長（小坂憲次君） 次に、佐藤公治君。

佐藤公治君 生活の党、佐藤公治でございます。

小林参考人にお尋ねをさせていただきたいかと思えます。

小林先生のお話を聞いていて、改めて今更というか、もう一度確認をさせていただきたいというふうなところですが、先ほどのお話の中でも、人間は不完全であり、だから法律も不完全だから、そして人が運用する賢さと愚かさ、こういったところの中で悩ましい、一体全体、この憲法も含めて立法院において先生が最もこういう議論をする中で一番大事な視点であり考え方の本質は何かというところを簡単、簡潔にちょっと教えていただけたら有り難いと思えます。

先ほどもこそくなくやり方、筋論であり、横暴な

やり方は良くないというようなこともおっしゃっておいりましたけれども、哲学的な話にもなりませんが、制度的なのか、先生のちょっと大事な点を一点教えていただけたら有り難いと思えます。

そして、もう二点目は、先ほど私が聞き間違えていたら申し訳ございません。行政、司法に對しての情報の公開がされていない、されにくいような状況というお話がございました。これに関しては、非常に私も先生のおっしゃられることには共感、共鳴する部分があり、まさにそこには制度が機能していかなかったり、またそこには身分階級すら存在するようにも思える部分を感じます。ちょっと先生の先ほどおっしゃられた部分をもう少し詳しく教えていただけたら、思いや考え、現状がどうあるのかということをお話していただけたら有り難いと思えます。

小山参考人にお聞きしたいんですが、一つ、私どもの党内の議論でプライバシー権、環境権又は知る権利、そのほかに犯罪被害者等への配慮といったことの議論が、我々の党派、党内でもかなりされてきております。今いろんなお話を聞く中においては、犯罪被害者等への配慮といったことに関して、先生のちょっと御見解を簡単に教えていただけたら有り難いと思えます。

会長（小坂憲次君） それでは、小林参考人からお願いいたします。

参考人（小林節君） 今、佐藤先生から一番大事なことを、本質論を簡潔にと言われて、質問されて答えられなかったことはないんですけれども、今回初めて、しまったと思いました。

思い切って申し上げますと、参考人としてもう十何回も来ていますけれども、こういう天下国家の議論でいつもむなしいなと思うのは、まず現実を直視すべきであるにもかかわらず現実を見ない人々がいる、それから理想を目指すべきなのに理想など関係ないという人がいる、これ両極端に分かれてしまっているような気がするんですね。やはり現実の条件の中で理想に向かって歩んでいくのが国の中心としての立法院の責任ではないか、その論争に周辺でかわわっている我々もそういう姿勢があるべきではないかと思えます。

以上です。

それから、それだけでしたっけ。もう一つ……

佐藤公治君 もう一つは、司法や情報公開。

参考人（小林節君） 情報公開。

例えば、イラクに航空自衛隊を派遣した、正確にはクウェートからイラクに飛ばすんですか、とくに、どういっ荷物を運んだのか情報公開、私ではありませんが、私のゼミ生がやったそうなんです。そうしたら、八割方が墨塗りして返ってきて、それは公益上公表できない。あとは国連の荷物が何かちよろちよろちよろと。公表できないもの

というのは、あとは見てりや分かるわけで、記者もいますから。米軍の突撃部隊を運んだとなるとそれは引き金を引いている、一緒に引く引かないにかかわらず、これ戦争加担じゃないですかということになりませぬ。それは当時の自民党が自ら付けた海外派兵の禁止自体に反するではないかというのが私の大変な立ちであつたんですけども、それが情報公開が国民の権利であれば、墨塗りが原則ではないはずなんです。だけど、説明責任、時宜に応じて国民に知らしめるといふんであると、見せてやるけどこれは見せてあげないという墨塗りが過剰にできる、これはもう制度上明らかです。このように立ちがあつたんです。

以上です。

参考人（小山剛君） 犯罪被害者の権利みたいなものは韓国憲法に規定があつたと思ひますけれども、日本の場合も、この前回の調査報告書ですが、そこで検討されたようですが、ある意味もう立法的に解決したのかなと思つようなところもございます。

犯罪被害者の権利に対する配慮を憲法で書くといひますと、恐らく優先順位からしてそれと同等ぐらいなもののはたくさんあると思つたんです。恐らく環境、プライバシーよりはちょっと優先順位は低いだろうと。それと同等のもの

いふのはいろいろあると思つたんですけども、書くなど言つつもりは全然ありませんけれども、書く場合にはそういったものがたくさん出てくるだろうと、その中で選別は難しいだろうと。で、全部書くことになつた場合には、やはり憲法の中に理念的な部分が増えてしまつて、かつまた、みんなに共通して大事だと思つような環境みたいな理念のほかにももう少し個別的な理念みたいなのが出てきてしまつて、憲法の実効性をかえつてすぐことにならないかなという、そういった懸念はございます。

会長（小坂憲次君） よろしいですか。

それでは、宇都隆史君。

宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。発言の機会をありがとうございます。

また、今日は両参考人の先生方、非常にありがとうございました。

自民党として、我々、この新しい人権に関してはなかなか法律上個人の権利という形で認めるのはそぐわないのではないかとということで、先ほど先生方のお話の中にもありましたけれども、我が党の憲法草案のよつに、ある程度国の責務という形で落とし込むというのが現実的ではないかというお話もありましたので、改めて方向性としては間違つていないのかなと、そういう意を強くいたしました。

それで、私、この新しい人権のところとは少し離れてしまつて申し訳ないんですが、小林参考人の方に一つだけ、九十六条先行論に関して御意見を賜ればと思つたんですけども、先ほど、試験を受ける前の裏口入学の手順論という話もありましたけれども、先ほど先生がおつした現実を見据えながら理想に向かつて云々の話でいえば、私は、この九十六条改正論というのは非常に現実を見据えた上でのある意味ちゃんと理想も持つた話で、ただそれがうまく伝え切れていないものかしらがあるなと思つておるんです。

現実の面から即すれば、この六十年、まず憲法発議すらなされていないわけですし、審議会が開かれたのもここ最近だと。そもそも開かれなかつたのは、憲法自体を論議すること自体がまず問題であるということで、名簿の提出すらされなかつたという現実があります。この参議院憲法審査会においても、本当はもつと議論した方がいいかもしれない例え九条の問題、自衛隊の立ち位置の問題、こついうのも議論の俎上にも上がらないわけですね。それは議論をしないということで、そこがなかなか一致を見ないところがありまして。

そこで、私は、この九十六条といふのをまず皮切りにして、ひとつ国民に憲法を考えていこつたという議論を巻き起こすといふことでは非常に現実

を見据えたプロセスではないかと思えます。結果としていろんな、いい悪いは別にして、賛成派、反対派のいろんな先生方がその中で、民間の中でですね、議論として意見を述べられるようになってきたというのが一つ現実路線の話。

もう一つは、理想という側面なんですけど、先ほど先生が言われた明治憲法にしても、それから現日本国憲法にしても、ある意味欽定憲法であり、あるいはGHQによって許可された当時の権力者たちによって押しただいた部分がある。つまり、国民一人一人がその立法プロセスに携わっていないという問題点がございますよね。

であれば、先生が本当に御持論で言われている、憲法は権力者を統制するツールにすぎないんだと、その自覚が国民に必要なんだと、その自覚を持たせる一つのプロセスがこの九十六条改正論議であり、私はこれが国民によって否定されることがあってもいいと思っただけです。そこで初めて国民が、この憲法は我々の手に落ちたと実感できるんではないかな、そういうものであるというふうには私は理解をしているんですが、御意見を賜わればと思います。

参考人（小林節君） 現実を見ればと言われましたけれども、この九十六条先行論は、私に言わせると、やっぱりゲームの前でゲームの当事者がルールを自分に有利に変えようという、それはも

う禁止手であるから、余りに現実的で生臭くて、現実を見てもこんなことはすべきではないという次元の問題であります。

それから、過去、ずっと憲法、僕は九条改正論者ですけれども、ずっと議論されてこなかったと、これは先生の所屬する自民党の責任だと思えます。つまり、改憲政党として結党しておきながら、安倍さんまではずっと、我が内閣では憲法改正は政治日程にのせません、逃げ回っていたのは自民党なんです。だから、こちらが孤独な議論をやっていたわけですけども、自民党が最近まで無責任であって、それで、たまたま一種権力欲があまりの大阪の人が手を挙げたからといって途端に乗るとするのは、余りに生臭くて、現実論としても品がなさ過ぎると私は思います。

それで、国民の手に憲法を取り戻すという点ですけど、最近いいことがありました。私の住んでいる横浜ですけど、隣近所のおばさんたちとか私の親戚のおばさんたちから、たくさん、人生で初めてです、私にうちの家内を通してメッセージが来るんです、知らなかったわ、憲法ってそういうものだったの、あなたの言うこと、そのとおりだと思っ、これからちよっと憲法ということを考えちゃつわと。

つまり、今回の九十六条のはか騒ぎは、逆に国民教育になったと思えます。だから、これから、

憲法問題というとみんな無関心だったんですけども、これから憲法問題にみんな関心持つて寄ってくるんじゃないでしょうか。だからこそ、そこで堂々と私は九条論から行くべきだと思っっています。議論を構えていただきたいと思えます。

宇都隆史君 小林先生、いつもいつも厳しい御指導ありがとうございます。引き続き、厳しく御指導よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

会長（小坂憲次君） それでは次に、前川清成君。

前川清成君 民主党の前川清成でございます。

小林先生、小山先生、大変貴重なお話を承りまして勉強になりました。ありがとうございます。

その上で、まず小山先生にお尋ねしたいんです。先ほどの小西さんの質問にも少しお答えいただいたのかもしれませんが、憲法の人権条項が包括条項だけでも構わないんだというお話をしていたいただきました。確かに論理的にはおっしゃるとおりなのかもしれませんが、私は、憲法の人権力タログというのはそれなりの歴史を持った概念ではないかと。そうであれば、やはり、その歴史的な意味というか、人権のための闘いの記念碑というふうな意味でも、個別の人権条項というのは大きな意味を持つてくるのではないかと、そう思っっていますし、あるいは、そのときの為政者にとっても

ある種目印のような存在であると。そうであれば、私は包括条項だけというのはどうなのかなと、こう思っております。

それとも一つ、小山先生のお話で、新しい人権は立法による具体化が大事なんだと、こういうお話がございました。それもそのとおりだろうと思いますが、それは新しい人権なのか、今、人権カタログに載っている人権なのかで区別するべきではなくて、自由権なのか、フリーダム・フロム・ステイツなのか、そうじゃなくて、生存権等々社会権、フリーダム・スルー・ステイツなのかと。そっちによつて区別した方がむしろ分かりやすいのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、小山先生にはこの二点お教えをいただけたらと思います。

それと、小林先生には本当にいろいろ明快なお話をありがとうございます。その上で一点、小林先生も新しい人権を明文化する必要はないんだというお話でございましたけれども、小さな話で誠に恐縮なんです、例えば民事訴訟法上、上告理由としては憲法違反が挙げられているわけで、最高裁の人権創造機能というのを考えれば、やはり個別のカタログに書いてある方が最高裁も事件として受理しやすいと、審理しやすいと。そういう意味において人権の深度というが深化に資するのではないかなと、こつこつに考えております

が、この点についてもお考えをお聞かせをいただけたらと思います。

以上です。

会長（小坂憲次君） それでは、小山参考人、お願いいたします。

参考人（小山剛君） まず一点目についてですが、私はそこまで減らせとは決して言っていない。それだけは強調しておきます。

何でこんなことを言ったか。数年前にジュリストという雑誌に書いたときもそのことを書いたんですけれども、なぜそういうことを言ったかといえますと、前回の参議院の憲法調査会の報告書あるいはその間の審議などを拝見してまして、どんどんどんどん増やす方向にずっと行っていて、しかも増やす意義とか目的とかどのように考えているのかというのがちょっとよく分からないところがありまして、人権については理屈の上では何でも出てくるんだから、そんなやみくもに増やさなくてもいいんだよという趣旨で申し上げただけです。当然、個別の人権規定、なければいけないと私は思っています。そして、憲法改正するんだしたら、それに応ずるものはやっぱり入れた方がいいというふうに思っています。

一点目ですけれども、新しい人権、法律の具体化が必要だというのは、それは先生がおっしゃるように、自由権、それからそれ以外の権利に分け

た方が、それはもちろん分かりやすいことだと思います。

実は、この参考、私の紹介のところ載っています本の一冊は「立法による憲法価値の実現」というサブタイトルを付けておりまして、それは、いわゆる自然的な自由、これについては法律というのは単に権利の制限という機能しか果たさないけれども、先生がおっしゃった生存権に限らず、これ、財産権も法律があつて初めて機能する。婚姻の自由というのもこの制度に乗ったやつ。あるいは、契約自由というのももそうだと。あるいは、選挙権自体は天賦のものとしても、実際にその行使するためには等々、そういうことは十分意識した上での発言でございます。

会長（小坂憲次君） 小林参考人、お願いいたします。

参考人（小林節君） 前川弁護士から教わりました。確かに忘れていました。上告理由を考えたら、確立された権利はやっぱりリストに加えておいた方が、例えばフォーカス、フライデー対ブライシーといった場合、フォーカス、フライデーする側には憲法上表現の自由がありますものね、こつちがなくなりますものね。

だから、そういう意味では、それから、情報公開については相手は国家権力で、こちらは手ぶらで行くわけにいかないし、環境権はさつきから申

し上げているようにどっちもどっちでちょっと苦しいところですが、少なくとも確立されたところから憲法リストに加えておいた方がフェアであると思います。訂正します。

会長（小坂憲次君） よろしいですか。

亀井亜紀子君

亀井亜紀子君 みどりの風の亀井亜紀子でございます。

先週も、新しい人権について、お二人の参考人をお招きして御意見をお伺いいたしました。そのお二人の参考人も、新しい人権を、憲法改正をするのであれば入れる、議論になるだろうけれども、必ずしも憲法改正をしなければいけないというものでないというような御意見をいただきました。

そこで、確認なのですが、今日お二人の御意見を伺っていても、憲法改正するのであれば新しい人権を入れていただきたいけれども、改正をしなければ守れないというものでないし、また、憲法に書き込んだからといって、文言を書き込んだからといってそれで守れるというものでないというように私は理解をいたしましたけれども、そういうお考えでしょうか。これはお二人に対する質問です。

それに加えて、小山参考人にお伺いしたいことが一点ございます。

先ほど、プライバシーに関して、裁判所の判例

で、日本は、ドイツのようにプライバシーがきちんと保障されていないから、例えば監視カメラであつたり指紋情報などを運用を広げることに関して憲法違反ではないのだというような判決が出ているから、守り切れていないではないかという御意見がございました。

私は一方で、個人情報保護法というのは、これ基本法ですけども、強過ぎる部分があると思っております。非常に民間が神経質になり過ぎています。例えば学校の連絡網が作れないですとか、いろいろおかしなところに弊害が出ているので、今でさえそうなのに、憲法に書き込んだときにもっと過剰になるのではないかとこの心配をしています。

ですから、今の個人情報保護法は、本来憲法が定めている国と国民の権利についてのところはあやふやになっていて、国民の本来民法で定めるところの部分で過剰反応を起こしているということだと思っております。その指紋情報、監視カメラの情報について、その国家の運用が行き過ぎであるということ、その個人情報の下に個別法として作るというようなことで防ぐ、そういうやり方はないのでしょうか、お伺いいたします。

会長（小坂憲次君） それでは、小林参考人から最初にお伺いいたします。

指摘いただいて私訂正しましたように、新しい人権はやはりそれが我々国民にとって人格的生存に不可欠なものでありますから、確立されたものから順次憲法に入れておかないと、最後に司法的救済のときにテクニカルにつまずいてしまう。だから、確立したものは入れなさい、改正して入れなさいという立場でございます。

会長（小坂憲次君） よろしいですか。

それでは、小山参考人、お願いいたします。

参考人（小山剛君） まず、新しい人権、確立したものというのは多分恐らく最高裁判所も認めている場合が多いでしょうから、要するに人格的利益の一部として、上告との関係ではそんなに障害は生じないのかなというふうに感じております。憲法を改正するんだつたらこれも書けばいいというのが私の基本的な考え方というのはそのとおりです。

ただ、例えば自己情報コントロール権にかかわる、一番目の御質問ともかわりますけれども、その部分については、やはり法律あるいは裁判所の判例共に、少し、何と申しますか、意識の足らないといいますが、そういったところがあるんではないかと感じております。でも、だからといって、この憲法で書いて、いきなり何とかしようと思つた場合には、かなり細かい条文を憲法に書くことになると思います。

それは、立法府に対して、必ず法律でやれとか法律で例えば目的をはっきり書けとか、あるいは監視機関を設けるとか、そういった、実際にヨーロッパ基本権憲章はそういうふうになっていきますけど、いろんな細かい指示を立法府に対して与えることになると思っただけです。それは、立法府といつものを結局はその能力とかなんとかを低く見積もっているにほかならないわけでございまして、そのような余りにも細かい具体的な憲法による指示というのは、これは立法府としては怒るべきじゃないかというふうに私は思います。

それで、この個人情報保護法、もう既に行き過ぎであるというものなんですけれども、それも、何というんですか、過剰反応という部分なんです。その過剰反応を抑えるためには運用の指針をしっかりとっていくと、あるいは必要があれば改正を加えるという形でやっていくべきものだと思うんですね。

しかも、先生御指摘のように、このような国民関係で特にそういった問題ですので、それと、何ですかね、やっぱり、国がどういう形で情報を入力し、あるいはこれを転用し、あるいは結合し、あるいは利用していいかというのは、また違った問題ではないかというふうに思います。

亀井亜紀子君　それで、ですから、国が現在その運用が行き過ぎているのではないかという部分

については、これは憲法に入れないと防げないようなものではないかという質問なんです。

参考人（小山剛君）　それは、別に憲法に入れようが入れまいが、それは国会の作った法律なんですから、国会が国会の責任で手直しすればいいと思います。

亀井亜紀子君　ありがとうございました。

会長（小坂憲次君）　次に、舛添要一君。

舛添要一君　まず、お二方にお伺いしたいんですが、小山先生おっしゃったように、私は、憲法改正のその中身を考えるときに、統治機構の分野と基本的人権というのは非常に違うなというふうに感じています。

現実には、基本的人権で新しい人権を加えるというのは、一つは、状況に応じて憲法は世の中変わるんだからやっぱり変えないといけないですよという改憲論を加速させるための一つでこのような感じで、先ほど小林先生もおっしゃったように、環境権加えるのに誰も反対する人いないでしょうと、ここから練習問題として九十六条の問題も含めてやってみましょうという、そういう発想が出てくるので、これ裏返せば、実は何もなくても別に加える必要もないじゃないかということ、例えば犯罪被害者の権利ということで随分議論して、これは犯罪を犯した方はしっかり守られているのに、個人の名前の暴露から始まって被害者の方及

びその家族、全然守られていないじゃないかという、そういう要請から出てきたんだと思っただけです。

そこで、今、司法の、民事訴訟法を含めて司法の側面からの議論が前川さん含めてあったんですけれども、もう一つ、立法者の立場からいうと、憲法上にその条文があるかどうかでやっぱりかなり違っ感じがするので、一つ例を挙げますと、私は政党という条項を憲法に入れた。それは、政党助成法を含めて、政党に関する憲法上の根拠が何もないその下で、例えば政党助成法を作るといふときに、いや、これはこういふふうに現代民主主義の基礎が政党であるからここだという、そういう憲法上に淵源を持っているということが非常に立法府、立法者としてやりやすいというのがあるんですね。

だから、そうすると、ただ、それに対しても、じゃ、そんなこと言ったら環境権だって二十五条の生存権でやれるじゃないのということもあるんです。例えば、フランスの憲法なんかだと、もうこれは釈迦に説法ですけども、EUに入って、外交権が、その主権、ネーションステートじゃないEUというものに持たせるといふことは憲法を変えないとできないですから、これはマストなんです。だから、ちょっとそういうことのきちんとした整理をやらないといけない。

それから、政党で憲法改正文作るときはチーム

に分けるわけですよ。そうすると、憲法九条やる方はもう徹底的にやるんだけれども、じゃ基本的人権のチームは何もやらぬのかねと、何かやらぬといかぬじゃないかという感じも実は作る方からいつとあるんです。

だから、ちよつとそついつもやもやとした思いがありますので、両先生にちよつと今の私の問題提起のようなことについて何らか御参考になるような意見を賜ればと思っています。

会長（小坂憲次君） それでは、今度は小山参  
考人からお願ひいたします。

参考人（小山剛君） 実際の憲法改正の場合とい  
うのは、そついついろいろあるんだと思います。  
やつぱり憲法というのは、何か大きな出来事があ  
った後にぱつと変えるものが普通であつて、その  
後は、何ですかね、メンテナンスを少しずつやっ  
ていくと。そして、特に平和な時代でこの憲法を  
大きく変えようとした例としてスイスがございま  
すけれども、改憲までにどれくらい時間掛けたん  
ですか、ちよつとえらい長い時間を掛けているわ  
けですね。

先生おっしゃるように、やはり何か立法を行う  
場合に憲法に関連条項があつた方がいいというの  
は、そのとおりだと思います。例えば、日本で生  
活保護法がある、あるいは日本で国民は全員保険  
に入らなきゃいけないと、これは当たり前のように

ですけれども、そして、それが違憲か合憲かとい  
うのは、額が低過ぎるという形での違憲論はある  
けれども、強制することが違憲かという形での違  
憲論はないと思つたんですね。それはやはりこの二  
十五条のおかげだといふふうに思います。

それで、もう一つ、政党条項はいろいろとお考  
え方あるところだと思ひますけれども、憲法を改  
正しなきゃいけないといふこのマストといふのは、  
EUの場合ですと、この外交、先生がおっしゃつ  
たのがありますけれども、例えば連邦国家、ドイ  
ツなどですと、非常にこの条項が細かいわけです  
ね。何が連邦の権限で、何が州の権限かと。

例えば国鉄の民営化は、日本では憲法改正必要  
はありませんけれども、ドイツだと必要があつた  
と。だから六十回ぐらいの、要するに、連邦の権  
限としてこの国鉄というのが入つていくわけです  
ね、連邦の権限として何々があると。それを民営  
化するとなりますと、これは憲法事項なわけなん  
です。だから、六十回ぐらい改正してきますけれ  
ども、結構そのうちの多くのものは眉唾、眉唾じ  
やない、失礼、まあ何といひますか、ドイツの憲  
法の固有の条項に、性格によるところの改正であ  
ります。

会長（小坂憲次君） 小林参考人、お願ひいた  
します。

参考人（小林節君） 確におっしゃるとおり、

統治機構というのは憲法にかつちりと書かれてい  
るから、それを変えるには憲法を改正しなきゃな  
らないと。ところが、人権というのは、要するに  
人格的生存が害されるか否かですから、歴史のあ  
る既存の条文をいろいろひっくり返していれば大  
体用が済むということ、確かに立法府において  
憲法改正発議作業という点では、手間に違いがあ  
るといふことは今日はっきり認識いたしました。  
さっきのEUの話でも、これも一種の革命で、簡  
単に言えばイタリアがイタリア国からヨーロッパ  
合衆国イタリア国になるわけでありまして、そ  
れも革命なんですよ。

だから、日本でも、憲法改正を考えた場合には  
舛添先生とはそついつたぐいの勉強で何度もお目  
にかかつていますけれども、憲法改正を真面目に  
考えるとなると、やはりちよつと大きな話題が最  
初にどんとあつて、それが牽引車にならなければ  
いけないので、やはり人権論でやっている限り物  
は先に進まないと思つたんですね。

やはり、さつき宇都先生から問題提起がありま  
したけれども、堂々と九条論で切り結んだらいか  
がですか。やつぱり、あの敗戦で九条がどつちみ  
ち異常にとんと降つてきて、その後、今それで  
一生懸命言い訳しながら来ているわけじゃない。

やはり本丸は九条ですよ。こついつ大きなもので  
やらないと改憲のエネルギーって生まれなと思

うんですね。

変なお答えですけど、以上でございます。

舛添要一君 どうもありがとうございます。

会長（小坂憲次君） 次に、山谷えり子君。

山谷えり子君 小林先生、小山先生、ありがとうございます。

小林先生のレジユメに、憲法は、不磨の大典ではなく、国民が幸福な生活を追求するために国家というサービス機関を統制する道具にすぎないはずだというのがございませうけれども、私は、憲法というのは国家権力を縛ると同時に国家権力を授けるものであり、そしてまた、国柄や歴史、文化というものを国民の皆と、それは過去、御先祖様と、そして未来に生きる人々も含めるんですけれども、共有するものではないかというふうに思っております。人間というのは、過去、そしてまた人と人とのきずなによって生かされている、生きている存在だというふうに思っています。

日本というのは世界で最も長い歴史を持つ国家でありまして、例えば今から二千六百七十三年前、橿原宮で神武天皇が建国の詔を発せられるわけですが、そこで三つの建国の理念を語られるわけですね。一つは、一人一人を大御宝と云って、一人一人大切にされる国。そしてもう一つが、徳を持って、道義国家をつくりたいと。それからもう一つが、家族のように世界が平和で仲よく暮らせる

国をつくりたいということですが、これは恐らく今の日本人の心情からしてみても違和感はないんだと思います。

そしてまた、私たちが大好きな十七条の憲法あの聖徳太子の、というのがありますけれども、それは近代の成文法と違つじやないかと言われればそれまででございますけれども、やはり国柄、歴史、文化というものは大切なものだと思います。

小林先生が人権主張のインフレになるんじゃないかという面白い表現をなされたんですが、確かに、しばしば権利と云いますと争いや対立のあるところに時に発せられる言葉でありまして、我々と我がが戦つ宿命で、民主主義に国家のベクトルが遠心的に働いていくという場合があるということとも見逃せないのではないかと思います。

日本人は道というものを求めて生きてきた国民でございます。司馬遼太郎さんも、日本人というのは本当にどう生きたら美しく生きられるかというのをずっと考えてきたようなところがあるなっておっしゃられておられましたけれども、私も新しい人権というのは、必ずしも憲法に位置付けなくても、判例とか法律とかいろいろな形で書き得るのではないかと思います。もし新しい人権というのを憲法に書くとするならば、何か国柄に立った上での書きぶりとか工夫というようものが大切ではないかと、あるいはそのようなことが

可能かということをお聞きしたいと思います。

自民党が憲法草案を作るときに、やはり前文とか、そしてどの権利をどういう形で書くかというときには、そのような思いから、一人一人それはもちろん違つんですけれども、そのような思いから議論をしていったというような経緯がございませうので、御示唆いただければと思います。

会長（小坂憲次君） 参考人御兩人に対する質問でよろしいですか。

小林参考人、お願いします。

参考人（小林節君） 憲法は国を縛るものだけでなく、同時に国に権力を授けるもの、これはよく自民党の先生方がお使いになるんですけれども、そこに大きな間違いがあると私は思います。つまり、国に権力を授ける、だからもらって何をしようが勝手だろうというふうになっていつっちゃうんです。

だから、授権というのは、それを預ける、だからそれ以外使つなという、必ず、自民党の方がお得意のレトリックで言うと、授権規範すなわち同時に制限規範なんです。授権規範という側面だけ取って、だから、これもいい、これもいい、これもいい、これもいいという議論、いつもこの自民党の一部の方と、先生もいつもの表情と違つちゃっていますけれども、ぶつかってしまつたんですね。とにかく、民法と刑法と憲法と法を並べて考え



てください。人間が不完全で、かつ共同生活をしなければならぬ動物であつて、だからそれぞれ私人間ではこつで、それから、言つまでもなく悪いことは犯罪としてあつて、権力者は権力者で縛られてというだけの話で、その縛られている権力者に権限を与えてくれる授權規範です、確かに。だけど、それは与えた権力を正しく使えという制限規範でもあるんです。それを切り離して議論されたらおかしいと思います。

それから、歴史、文化、国柄を共有する、それも私は、人というのは縁あつてこの時代にこの国に生まれて、この民族に生まれているわけですから、歴史とか文化は切り離して議論できないと思います。

だけど、それは法律の仕事でしょうかと思つたんです。家庭教育の話であつたり歴史教育の話であつて、それを最高法、憲法の中にでんと書くと、これは憲法なんですか、それとも家族仲よくなつて、お説教憲法と福島先生がおっしゃつていました、確かに、使わせていただいていますけれども、憲法で道徳を、家族仲よくなつて、家族仲よくなつてと誰も思つていませんよ。だけど、そんなことを最高法で説教されたくないです、はっきり言つて。法は道徳に踏み込まず、これは古来の法格言であります。つまり、世界の常識であります。

十七条憲法も、僕、嫌いじゃありません。あれは、あの当時の確かに憲法なんです。公務員の職務規律なんです。真面目に仕事しろよ、権力濫用して私腹肥やしたりしちゃいけないよ、まさに権力者を縛る憲法なんです。ですから、あの十七条憲法、何度も読んでみましたけど、あれは憲法です。

取りあえず以上でございます。

会長（小坂憲次君） それでは、小山参考人、お願いいたします。

参考人（小山剛君） 小林先生のおっしゃったこととおおむね同じでして、一点目は、憲法の規律対象とは何なのかということですね。要するに、まず法というものの、それから特に憲法というものの目的といいますか、そこからくるところの規律の対象は何か。今先生がおっしゃつていたお話というのは、ちょっとその憲法の規律対象から外れているのではないかと。場合によってはこの憲法又はこの国の前提であるかもしれないけれども、憲法に書き込むような、憲法の対象ではないというふうな感じがいたします。

それからもう一つなんですけれども、やはり憲法というのは基本的には何かといいますと、昔は昔といつてもその昔ではありませんけれども、国家目的という言葉があつて、憲法に代わつて、なぜ、要するに国家というのは、特定の正しい目的

のために行動することによって国家というのはその暴力装置としての存在が正当化されるといふいわゆる国家目的論というのがあつて、それがやがていわゆる立憲憲法の時代へと変わつていったと思つんですけれども、その国家目的の中で最も基本的なものは、内、外の安全、対内的、対外的な安全、それから後に社会的安全ということだと思つたんですね。

ただ、そのために、要するに国内のこの平和的な統一のために、共存共栄のためにつくられた、あるいは正当化された国家というものが逆にこの人権を侵害する主体になつてしまった。そこで、自由権というものをカタログ化して、この下にはこの国というのは勝手に入っちゃいけないと、やっぱり法律の根拠があつて、かつまた正当な理由がある場合に必要最小限度に入つてきなさいという、そういった法治国家というのが出てきたわけですね。

要するに、憲法というのはそういう部分を担当する法なわけです、それ以外の部分というのはそれはもう憲法の領域ではないというふうに思います。

会長（小坂憲次君） よろしいですか。  
次に、磯崎仁彦君。

磯崎仁彦君 御指名ありがとうございます。

今日は、小林先生、小山先生、いろいろ貴重な

御意見を賜りまして、ありがとうございます。私から二つ質問をさせていただければというふうに思います。

まず最初の質問は小山先生にお願いしたいと思いますが、実は前回の参考人の中でも、高橋先生と土井先生お見えになられて貴重な御意見をいただいたんですが、非常に印象に残っていますのは、その後、江田五月先生からも話があったんですが、環境権に関連をしまして、私はどちらかというと、憲法で例えば権利を保護される、守られるというのは、今のこの時代に生きている人間というのが非常に意識をされているような気がしたんですけれども、前回のお話、それから今日も小山先生の方から国家目標の規定という、この中を読ませていただいて、次の世代に対する責任という、そういう言葉が出てまいりまして、やはり特に環境というものは今の時代に生きている私たちが良好な環境を享受するというそれにとどまらず、例えば、何と云いますか、温暖化の問題であるとか環境そのものの問題ということになる、今のこの世代だけではなくて、我々のその次、更にはその先の世代に対してどういつその責任を負っていくかという、そういう意味合いも持っているかと思えますので、そういった意味では国家目標規定という、そういうその規定の仕方というのはいつやり方としては非常にむづかしいのかなという

ことで、非常に印象に残ったお話でございました。

この観点からすれば、環境権というのは非常にこの国家目標という観点からすればなじむと思うんですけれども、そのほかに、例えば将来世代といつことを意識した場合に、例えばこういつたものは国家目標の規定という規定の仕方になじむというお考えの権利がありましたら教えていただきたいというのが小山先生への質問でございます。

そして、両先生への質問は、前回も私同じ質問をさせていただいたんですが、この憲法というものは誰を名あて人に行っているんでしょうかという点につきまして、前回、高橋先生は国家を名あて人に行っていますというお話がありました。

それに関連をしまして、今回私も自由民主党の憲法改正草案の中には、国民の憲法尊重義務と云いますか、それを規定をしております。もちろん、それとともに公務員に対する憲法擁護義務というのがありますので、一般の国民に対するものと公務員に対するその規定の仕方というのは当然違えているわけですが、こういつた我々の憲法改正草案の中で、一般の国民、全て国民はこの憲法を尊重しなければならない、これはいわゆる訓示規定ということで規定をしておりますけれども、この規定を置くということの意味合いについて、これは両先生の方から御見解を賜ればというふうに思います。

会長（小坂憲次君） それでは、小山参考人、お願いいたします。

参考人（小山剛君） 最初の御質問は、こういつた世代間というものを意識すべき条項があるかどうかということですね、ほかに。環境はその一例だと思えますけれども、例えば年金なども世代間契約みたいながありますし、そういった観点もありますし、あるいは財政みたいなものもやっぱり将来の世代というのは当然考えなきゃいけないとか、そういったものはたくさんあると思うんですけれども、別に国家目標規定という形式で規律すべきようなものではないような感じがします。また、実際の国家目標規定、ドイツで使われている、あるいは提案されたやつを見ますと、環境以外に例えば動物保護というのが入っているんですね。ただ、これはちょっと憲法で書く必要があるのかという感じがします。あと、提案されたやつでいいますと、スポーツですとかあるいは文化といったものですね。スポーツなんというのは、割とスポーツ系の憲法学者とか国会議員とかがそういったのを提案するみたいなんですけれども、ただ、それが実現には至っていないというのは、やはりこの国家目標規定という形であえて規律する場合には、やっぱりそれだけの重要度のあるものに限っていつといつとところがあるんじゃないかというふうに思っております。

「一番目の御質問ですけれども……」

磯崎仁彦君 憲法の尊重義務

参考人（小山剛君） 憲法尊重義務、ああ、そうですね。九十九条の、憲法の尊重、国民を入れるかどうかですね。

国民がこれはやっぱり憲法を支える第一の、また最終的な担い手であるというのは、それはそれとおりだということに思います。ただ、それを憲法で書くべきことかどうかということだと思っ

ですね。どんな憲法も、やっぱり国民の支持がないと実効性というのは決して持たないと。国民がそれを支える意思があつて初めて憲法というのは実効性を持つて、立法府をも拘束するし、それから裁判所をも拘束するということだと思えます。ですから、国民がこの憲法を、尊重擁護という言葉で言うかどうかは別として、支えるというのは、それが全ての始まりだと思えますが、憲法のやっぱり条文に何を書くのかというと、それは憲法の前提であつて、条文の中身じゃないんじゃないかという感じがします。やっぱり国民が憲法というものを通じて国政の担当者に対して憲法をちゃんと尊重しろよという命令を下すというのが、要するに公務員等々に憲法尊重擁護義務が課されているポイントじゃないかというふうに思っています。

参考人（小林節君） 憲法の名あて人は誰か。

前回の先生方が国家であるとおっしゃったということですが、これ抽象的でつい間違えてしまつたとしても、例えば私がスピード違反で捕まつたとすると、それは国の約束に反して、国に捕まつたわけですね。だけれども、具体的には国というのは肉体を持っていませんから、国の名で行動をし得る自然人、すなわち私を捕まえた警察官に捕まるわけですね。何を言いたいかというと、国家を規律しますと言つと分からなくなるので、国家権力を担当している方々を、この部屋にもたくさんいるけど、方々を規律するのが憲法のお仕事でということですね。

でありまして、もうこれも三十年前、自民党の勉強会でよく聞かれた話ですけど、憲法尊重擁護義務というのは公務員に、政治家以下の公務員にしか向けられていない、一般国民には憲法を守る義務はないのかつて質問を何度も何度も三十年前から聞いていますけれども、もう不愉快そうに、何で俺たちだけ縛るんだつて。でも、憲法つてそういうものなんですよというお答えと同時に、ついでに、いけなかつたんですね、リップサービスみたいに、いや、それは、この憲法のいわゆる執筆御本人は国民大衆でありますから、当然、書いた人々がこれを無視していいと言つはずはないんで、国民大衆にも憲法尊重擁護義務は、まあ言わずもがなのことではあります、あるんですよ。

とか言つてしまつたんですね。

だけど、よく考えたら、日本国憲法も淵源をたどるとアメリカの独立宣言に行くと思つた。つまり、人が幸福になるために政府をつくつた、その政府が幸福に反したら倒していい、取り替えていいって書いてあるんですね。その新しい政府の仕組みが憲法なんですね。あるいは、アメリカ独立戦争と言いますが、アメリカンレボリューションと英語では言いますよね。革命なんです、王制に対する共和制の。だから、そういう意味でいくと、憲法尊重擁護義務、権力者たちに課してそれがどうにも機能しなかつたら国民はその全体を取り替える権利があるはずなんです。そういう意味では、それは革命権という憲法上の用語になるんですけど。そういう意味からいいたら、国民に憲法尊重擁護義務があるというのは議論のあるところだと思えます、非権力者たる国民大衆に。そういう意味では、自民党の今回の案は私はおかしいと思います。憲法尊重擁護義務の第一項に国民全体に義務があるぞと言つておいて、二項で公務員にも義務があるぞと。これ、二項だけ置いときやいいこと、少なくとも順番も逆転している。これは、何というかしら、見てびっくりしました。以上です。

会長（小坂憲次君） 時間が参りましたので、次へ参ります。

江口克彦君。

江口克彦君 ありがとうございます。みんなの党の江口克彦です。簡単に質問をさせていただきます。

実は、参議院の本会議がこのところずっと開かれていてるわけですが、五月二十二日に開かれた本会議では三十九人が欠席している、二十四日は二十九人が欠席している、二十七日は五十三人が欠席している、二十九日には四十一人が欠席している、今日は最終は五十二人が欠席しているという状況です。

今日もこの欠席している人は三〇%にも及んでいないということ、それから見ても、私は参議院は不要ではないか、一院制でいいんじゃないかというふうに思いますが、先生、せっかく出席されていて御覧になってどう思われますか、この参議院のこの国会議員の状況を、ということをお林先生と小山先生にお尋ねしたい。

それからもう一つは、九十六条だけを改正するということについては小林先生は反対をされていますけれども、憲法は改正しなきゃいけないというふうに考えておられると思いますけれども、具体的に、小林先生の私案、憲法私案、全体の私案、小林私案というふうなものをお持ちになっておられるのかどうかということですか。

今、私は、国会で、九十六条だけを改正しる改

正しるというその動きは、私は間違いだと思っんですね。言う以上は、憲法九十六条の向こう側にちゃんと、個人的であるうと党であるうと、憲法改正案を持っていないといけない。持った上で九十六条改正案を言うならいいですけど、九十六条だけを改正、改正と言っているのは私はおかしいと思いますけれども、それはいかがなのか。私案と同時に御質問します。

最後です。

もう一つは、解釈改憲ということがずっと行われているわけですね。解釈改憲ということは、これは実際に現行憲法を読んだら軍隊、自衛隊なんて持てないんですよというふうに、私はどう見たってそう思っんですね。だけど、それを解釈しているわけですよ。憲法を解釈して、そして持っているようにしているわけ。余り論じられませんが、私学助成金も、私学助成金もそうなんです。私学助成金もこれ憲法違反なんです。公金を私のその機関に投入してはならないというふうなことになるわけ。

そういうことになってくると、こつこつ憲法を解釈して、憲法を解釈してこつこつというやり方がいいのかどうか。これは好ましくないという結論になると思いますけれども、小林先生と小山先生にお話し、お答えを教えてくださいなと思っます。

以上です。

会長（小坂憲次君） ただいまの江口君の質問の中で欠席者の人数が提示がございましたが、本日は最初二百十一名出席していたと思われまので、この数につきましては改めて理事の方からも異議がございました。理事会で訂正がなされる場合があるかと思いますが、そのことを踏まえた上で両参考人から御答弁をいただきたいと思っます。それでは、小林参考人からお願いたします。

参考人（小林節君） みんないろんな仕事を持っていて忙しいわけですから、出たり入ったりというのは世の常であると思っます。それで、この場においてどう思っただか。こんなにかみ合った議論をたくさんさせていただいて、とても生産的であると思っます。

それから、九十六条の先に、改正反対よりも先に私案を持っているのかと言われますと、私は既に若いころから、二十年以上前から私案を、フルセットで私案を出しております。それはいつでもバージョンアップを頭の中でしておりますが、ただ、もはや私案をぶつけ合っときではないと思っます。自民党が立派な試案を出してくれたんですから、あれはたたき台というか、たたかれ台というか、あれを基にはかの党が試案を出さなかつたら議論は始まらないというのは、これ、そういうことを言ったら、永遠に出さないことによつてサ

ポタージユする相手がいると思う。あの自民党のフルセットのものをみんなでたたいて良きものにすればいいと思うんです。そういう意味でも、私は私の私案を最近はお口にしないようにしております。個別に変えた自民党案を題材に文句言います。

それから、解釈改憲の限界ですけど、ただ、私は、ここまでやってしまった以上、もし正攻法の改憲がなされなかつたら解釈改憲でいけばいいと思っております。憲法が残って国が減んでも困りませんから。海外派兵だって、私は賛成じゃないですけど、集団的自衛権だって別に憲法条文上の問題があるわけじゃないですから、歴史的いきさつから内閣が勝手に閣議決定で決めただけのことですから、また新しい理屈を付けて状況が変わっても閣議決定し直せばいいことで、私は正攻法の改憲論者ですけど、駄目な場合は解釈改憲でこのまま日本的にいけばいいと思っております。

以上です。  
会長（小坂憲次君） 小山参考人、お願いいたします。

参考人（小山剛君） 先ほど一院制というお話ありましたけれども、私は一院制が望ましいとは思っていませんけれども、ただ、統治の部分は、先ほど言いましたように、これはやっぱりルールとして決まっているところがありますので、人権と比べて柔軟性に乏しいわけですね。仮にやっぱ

りそれが原因で政治が前に進まないということであれば、それはいろいろな手当てを憲法改正によって必要であればしていくということになるんじゃないかと思えます。

それから、解釈改憲ですけども、これは、やはり憲法学者としては、憲法の条文と憲法現実の間のずれというのはやっぱり埋めたいと思います。一つは、もちろん、ある事実を違憲として退けるという形でやることもあれば、他方、憲法改正という形でやっていくこともあるだろうと。

ただ、ちょっと学問を離れてみると、九条につきましては、道路のスピード制限、例えば三十キロみたいな標識だと思っただけですね。要するに、三十キロが制限だとなっているから、五十キロで走る車はあるかもしれないけど、百キロ出して走る車というのはないと思うんですね。ですから、憲法九条に実効性があるかどうかというのは、ある、ない、と択で答えるものではなくて、やはりそれなりに歯止めを掛けているという形での相対的な実効性というか、存在意義というのはあるんじゃないかというふうに思っています。

会長（小坂憲次君） ありがとうございます。  
江口克彦君 一言。済みません。  
江口克彦君 済みません。

会長（小坂憲次君） 江口君、どうぞ。  
江口克彦君 済みません。  
先ほどの人数ですけど、確かに本会議、今日は

二百十二名でしたけれども、二十名ほどが最後には、報告のときには抜けていると。ちゃんと勘定していただきましたので、数には間違いありません。

会長（小坂憲次君） 先ほど私の方から、理事及び理事会という表現をしましたが、幹事及び幹事会と訂正をさせていただきます。

追加の御質問はありませんか。 ないようでございますので、それでは、以上で質疑を終了いたします。

この際、一言御挨拶申し上げます。

本日は、小林参考人、小山参考人におかれましては、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございます。審査会を代表いたしまして心から感謝を申し上げます。（拍手）

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会